

「茨城県特定金属類取扱業に関する条例」の一部改正（案）に寄せられた意見の要旨と県警察の考え方

項目	番号	意見の要旨	県警察の考え方
無許可業者に対する措置	1	無許可で特定金属類取扱業を営む者に対して、速やかに処分してほしい。	無許可営業については、罰則を設けており、無許可で営業する違法業者を発見した際には、速やかな検挙により、適正な営業環境を確保してまいります。
	2	無許可で特定金属類取扱業を営む者の情報を通報できる窓口を設置してほしい。	専用の通報窓口は設けておりませんが、警察本部生活安全部生活安全総務課ヤード対策係、若しくはお近くの警察署へ通報いただければ、担当部署で対応いたします。
軽減措置	3	茨城県特定金属類取扱業に関する条例と、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律とを同一の内容にしてほしい。	今回の条例一部改正は、「本条例の条文規定」と「令和8年6月1日に全部施行される盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の条文規定」との齟齬を解消し、営業者の負担軽減を図ることを主たる目的としており、取引記録の保存期間を変更するなど法律との整合を担保したほか、法律で変更手続をした場合に条例で変更手続をしたとみなすよう改正することとしております。
	4	国の届出と県の許可を別々にせず、一元化して県のみでの提出で足りるようにしてほしい。	法律と条例は個別の法的拘束力を有するために一元化することはできませんが、上記3のとおり法律と条例の各規定間の齟齬を解消しつつ、許可を受けて営業する事業者の負担軽減の措置を講じることとしております。
	5	条例改正の内容には賛成だが、負担のみが増えたと感じられるため、負担軽減措置を講じてほしい。	事業者の負担軽減は、今回の条例一部改正の主たる目的であり、法律と条例で重複する手続については、上記3のみならず規定を設けるなど慎重に検討の上必要な措置を講じることとしております。
罰則	6	罰則が緩いため、違法業者に対しては実効性のある厳罰に処すべき。	条例における罰則規定については、地方自治法により上限が定められており、この法的要件と、違反を構成する事実に照らし、他の法律との整合性や均衡を考慮しつつ適切に拘禁刑や罰金を規定しております。また、罰則の適用のみならず、法令違反に対しては迅速な行政処分を講じてまいります。